

# マイナポータル上での離職票直接送付サービスとは？

2025年1月に始まった「マイナポータル上での離職票直接送付サービス」をご存知でしょうか。この新しい仕組みは、従来は会社経由で郵送していた離職票を、国のオンラインサービス「マイナポータル」を通じて離職者本人に直接送付できるようにしたものです。今回の動画では、この制度の概要や利用条件、そして会社側・離職者側それぞれのメリットについてご説明します。

## サービスの概要

離職者が希望すれば、会社を介さず雇用保険の離職票をマイナポータル上で直接受け取ることができます。ハローワークが離職票などを電子送信し、離職者本人が自分のマイナポータルで閲覧・取得する仕組みです。2025年1月20日から始まったこの制度では、離職票だけでなく関連する通知書や証明書類も同様にマイナポータル経由で交付されます。

## 利用するための条件

このサービスを利用するには、離職者のマイナンバーが雇用保険のデータに登録済みであり、離職者がマイナンバーカードを取得してマイナポータルを利用でき、会社が離職手続きを電子申請で行っていることが必要です。条件を満たさない場合は、従来どおり会社から紙の離職票を郵送することになります。

## 企業側のメリット

このサービスを活用すれば、会社が離職票を印刷・郵送する手間が省け、事務負担を大幅に減らせます。郵送にかかる費用や時間も節約でき、人事担当者の業務効率化につながります。さらに、こうした取り組みは社内のデジタル化にもつながります。

## 離職者側のメリット

離職する従業員にとっても、このサービスには大きなメリットがあります。会社から離職票の郵送を待つ必要がなくなり、ハローワークでの手続き完了後に即日受け取ることも可能です。早く離職票を入手できれば、失業給付の申請開始も早められ、その分離職後の不安や待ち時間を減らせます。

マイナポータルで離職票を直接受け取るこのサービスは、企業側の事務負担軽減と離職者側の利便性向上の両面で有益です。行政手続きの電子化によって手続きが効率化され、双方の負担が減ることで、より円滑な退職・失業手続きが可能になります。ぜひこの制度の内容を理解し、自社でも活用を検討してみてください。